

議案第52号

福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例

(建築住宅課)

1 改正の趣旨

公営住宅法の一部改正に伴い県営住宅及び共同施設の整備の基準並びに県営住宅の入居者資格の条件を定める等のため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 県営住宅及び共同施設の整備の基準を定める。
- (2) 県営住宅の入居者の資格に係る条件として裁量階層と本来階層の入居収入基準及び裁量階層の範囲を引き続き定めるよう規定を改正する。
- (3) 県営住宅の入居者の資格に係る条件の特例において、被災市街地復興特別措置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法に規定する被災者等の単身入居を可能とするよう規定を改正する。

3 施行期日

上記2(3)は公布の日から、上記2(1)及び(2)は平成25年4月1日から施行する。

条文新旧対照表

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 県営住宅の整備（第2条の2—第2条の20）</p> <p>第3章 県営住宅等及び駐車場の設置（第3条・第3条の2）</p> <p>第4章 県営住宅の管理（第4条—第28条）</p> <p>第5章 県営住宅の社会福祉事業等への活用（第29条—第37条）</p> <p>第6章 特別県営住宅の管理（第38条—第46条）</p> <p>第7章 準県営住宅の管理（第47条—第53条）</p> <p>第8章 駐車場の管理（第54条—第61条）</p> <p>第9章 県営住宅等及び共同施設の指定管理者による管理（第62条—第64条）</p> <p>第10章 雑則（第65条—第69条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）</u>に基づく県営</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条から第5条まで（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 県営住宅の管理（第4条—第28条）</p> <p>第3章 県営住宅の社会福祉事業等への活用（第29条—第37条）</p> <p>第4章 特別県営住宅の管理（第38条—第46条）</p> <p>第5章 準県営住宅の管理（第47条—第53条）</p> <p>第6章 駐車場の管理（第54条—第61条）</p> <p>第7章 県営住宅等及び共同施設の指定管理者による管理（第62条—第64条）</p> <p>第8章 雑則（第65条—第69条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、 _____</p>

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p>住宅及び共同施設の整備並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）、<u>法</u>及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく県営住宅、特別県営住宅、準県営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第2章 県営住宅の整備 （県営住宅及び共同施設の整備基準）</p> <p>第2条の2 <u>法第5条第1項に規定する条例で定める県営住宅の整備基準及び同条第2項に規定する条例で定める共同施設の整備基準は、この章に定めるところによる。</u> （健全な地域社会の形成）</p> <p>第2条の3 <u>県営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備するものとする。</u> （良好な居住環境の確保）</p> <p>第2条の4 <u>県営住宅及び共同施設は、地震、津波その他の災害等に対する安全、衛生、美観等を考慮し、入居者等にとって安心かつ便利で快適なものとなるよう整備するものとする。</u> （費用の縮減への配慮）</p> <p>第2条の5 <u>県営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</u> （地域性の考慮）</p> <p>第2条の6 <u>県営住宅及び共同施設は、気候、景観等地域の特性及び県産資材（県産木材、県産石材その他の県内で生産された資材をいう。）の使用を考慮して整備するものとする。</u> （位置の選定）</p> <p>第2条の7 <u>県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り</u></p>		<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）、<u>公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）</u>及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づく県営住宅、特別県営住宅、準県営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条（略）</p>

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p><u>避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。</u> <u>（敷地の安全等）</u></p> <p><u>第2条の8 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。</u> <u>（住棟等の基準）</u></p> <p><u>第2条の9 住棟その他の建築物（以下「住棟等」という。）は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。</u> <u>（住宅の基準）</u></p> <p><u>第2条の10 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。</u> <u>（住戸の基準）</u></p> <p><u>第2条の11 県営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）</u></p>		

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p>は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りではない。</p> <p>2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。</p> <p>3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。 （住戸内の各部）</p> <p>第2条の12 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。 （共用部分）</p> <p>第2条の13 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。 （附帯施設）</p> <p>第2条の14 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。</p> <p>2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮して整備するものとする。 （児童遊園）</p> <p>第2条の15 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。 （集会所）</p> <p>第2条の16 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。</p> <p>2 集会所の整備に当たっては、入居者相互間及</p>		

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p><u>び入居者とその周辺の地域の住民との間の交流が促進されるよう配慮するものとする。</u> <u>（広場及び緑地）</u></p> <p><u>第2条の17 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮するものとする。</u> <u>（通路）</u></p> <p><u>第2条の18 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。</u></p> <p><u>2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。</u> <u>（駐車場）</u></p> <p><u>第2条の19 駐車場の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の位置、規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。</u> <u>（災害時の特例）</u></p> <p><u>第2条の20 知事は、災害時において緊急に県営住宅及び共同施設の整備をする必要がある場合その他特別の事情がある場合は、第2条の3から前条までに規定する県営住宅及び共同施設の整備基準に関し、必要な範囲において特例を定めることができる。</u></p> <p><u>第3章 県営住宅等及び駐車場の設置</u> 第3条から第3条の2まで （略）</p> <p><u>第4章 （略）</u></p> <p>第4条（略）</p> <p>（入居者の資格等）</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（次項に規定する老人等にあつては、第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる条件）の全てを具備する者とする。 <u>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに定める金額</u></p>		<p>第3条から第3条の2まで （略）</p> <p><u>第2章 （略）</u></p> <p>第4条（略）</p> <p>（入居者の資格等）</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（次項に規定する老人等にあつては、第1号及び第3号から第5号までに掲げる条件）の全てを具備する者とする。 <u>(1) 法第23条各号に掲げる条件を具備していること。</u></p>

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p><u>を超えないこと。</u></p> <p><u>ア 入居者又は同居者が(1)から(5)までのい ずれかに該当する者である場合 21万4千 円</u></p> <p><u>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号） 第2条第1号に規定する障害者でその 障害の程度が規則で定める程度である もの</u></p> <p><u>(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律 第168号）第2条第1項に規定する戦傷 病者でその障害の程度が規則で定める 程度であるもの</u></p> <p><u>(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関す る法律（平成6年法律第117号）第11条 第1項の規定による厚生労働大臣の認 定を受けている者</u></p> <p><u>(4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げ た日から起算して5年を経過していな いもの</u></p> <p><u>(5) ハンセン病療養所入所者等に対する 補償金の支給等に関する法律（平成13 年法律第63号）第2条に規定するハン セン病療養所入所者等</u></p> <p><u>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同 居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の 者である場合 21万4千円</u></p> <p><u>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまで の者がある場合 21万4千円</u></p> <p><u>エ 法第8条第1項若しくは第3項若しくは 激甚災害に対処するための特別の財政援助 等に関する法律（昭和37年法律第150号） 第22条第1項の規定による国の補助に係る 県営住宅又は法第8条第1項各号のいずれ かに該当する場合において県が災害により 滅失した住宅に居住していた低所得者に転 貸するために借り上げる県営住宅に入居す る者である場合 21万4千円（当該災害発 生の日から3年を経過した後は、15万8千 円）</u></p> <p><u>オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8千円</u></p> <p><u>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかであ</u></p>		<p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚</p>

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p><u>ること。</u></p> <p>(3) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</u></p> <p>(4) <u>県税を滞納していないこと。</u></p> <p>(5) <u>過去において県営住宅等に入居していた者又はその者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として当該県営住宅等において同居していた者（以下「過去の入居者等」という。）が入居しようとする者である場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該過去の入居者等が当該県営住宅等に入居し、又は同居していた期間に係る第14条第1項又は第42条第1項（第53条で準用する場合を含む。）の家賃が滞納されていないこと。</u></p> <p>(6) <u>その者又はその者が県営住宅で同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他県営住宅の入居者の居住の平穩を著しく害するおそれのある者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>前項第2号ア(1)に掲げる者</u></p>		<p><u>姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</u></p> <p>(3) <u>県税を滞納していないこと。</u></p> <p>(4) <u>過去において県営住宅等に入居していた者又はその者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として当該県営住宅等において同居していた者（以下「過去の入居者等」という。）が入居しようとする者である場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該過去の入居者等が当該県営住宅等に入居し、又は同居していた期間に係る第14条第1項又は第42条第1項（第53条で準用する場合を含む。）の家賃が滞納されていないこと。</u></p> <p>(5) <u>その者又はその者が県営住宅で同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他県営住宅の入居者の居住の平穩を著しく害するおそれのある者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2</u></p>

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p>(3) <u>前項第2号ア(2)に掲げる者</u></p> <p>(4) <u>前項第2号ア(3)に掲げる者</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>前項第2号ア(4)に掲げる者</u></p> <p>(7) <u>前項第2号ア(5)に掲げる者</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(入居者の資格の特例) 第5条の2 法第24条第1項に規定する者にあつては、<u>前条第1項第1号から第5号まで（前条第2項に規定する老人等にあつては、前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号）</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 法第24条第2項に規定する者にあつては、<u>前条第1項各号（前条第2項に規定する老人等にあつては、前条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号まで）</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 <u>被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該区域内において実施される都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画法事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となつた者</u>にあつては、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、<u>前条第1項第2号</u>に掲げる条件を具備する者を前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p>	<p>(入居者の資格の特例) 第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者並びに当該区域内において実施される都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画法事業及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となつた者</u>にあつては、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、<u>法第23条第2号</u>に掲げる条件を具備する者を前条第1項第1号及び第2号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>	<p>条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(3) <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</u></p> <p>(4) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>(7) <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(入居者の資格の特例) 第5条の2 法第24条第1項に規定する者にあつては、<u>前条第1項第1号から第4号まで（前条第2項に規定する老人等にあつては、前条第1項第1号、第3号及び第4号）</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 法第24条第2項に規定する者にあつては、<u>前条第1項各号（前条第2項に規定する老人等にあつては、前条第1項第1号及び第3号から第5号まで）</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p>4 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条第1項の認定を受けた復興推進計画に定められた同項に規定する罹災者公営住宅等供給事業に係る県営住宅に入居しようとする同項第2号に規定する被災者等にあつては、当該復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が平成33年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間は、<u>前条第1項第2号に掲げる条件を具備する者を前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>5 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者にあつては、<u>前条第1項第2号に掲げる条件を具備する者を前条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>第6条から第28条まで（略）</p> <p><u>第5章</u>（略）</p> <p>第29条から第37条まで（略）</p> <p><u>第6章</u>（略）</p> <p>第38条から第46条まで（略）</p> <p><u>第7章</u>（略）</p> <p>（入居者の資格等）</p> <p>第47条 準県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（第5条第2項に規定する老人等にあつては、第2号から第6号までに掲げる条件）の全てを具備する者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その者の収入が<u>アからエまでに掲げる場合</u>に応じ、それぞれ<u>アからエまでに定める金額</u>を超えないこと。</p>	<p>4 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条第1項の認定を受けた復興推進計画に定められた同項に規定する罹災者公営住宅等供給事業に係る県営住宅に入居しようとする同項第2号に規定する被災者等にあつては、<u>当該復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が平成33年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間は、法第23条第2号に掲げる条件を具備する者を前条第1項第1号及び第2号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>5 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者にあつては、<u>法第23条第2号に掲げる条件を具備する者を前条第1項第1号及び第2号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>第6条から第46条まで（略）</p> <p>（入居者の資格等）</p> <p>第47条 準県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（<u>第5条第2項に規定する老人等にあつては、第2号から第6号までに掲げる条件</u>）の全てを具備する者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>第6条から第28条まで（略）</p> <p><u>第3章</u>（略）</p> <p>第29条から第37条まで（略）</p> <p><u>第4章</u>（略）</p> <p>第38条から第46条まで（略）</p> <p><u>第5章</u>（略）</p> <p>（入居者の資格等）</p> <p>第47条 準県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（<u>老人等にあつては、第2号から第6号までに掲げる条件</u>）の全てを具備する者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) その者の収入が<u>ア又はイ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれ<u>ア又はイに掲げる金額</u>を超えないこと。</p>

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p><u>ア 入居者又は同居者が(1)から(5)までのいずれかに該当する者である場合 21万4千円</u></p> <p>(1) <u>障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</u></p> <p>(2) <u>戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</u></p> <p>(3) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p>(4) <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>(5) <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p><u>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4千円</u></p> <p><u>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4千円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 15万8千円</u></p> <p>第3号から第6号まで（略）</p> <p>（収入超過者に対する措置等）</p> <p>第48条 準県営住宅の入居者は、当該準県営住宅に引き続き3年以上入居している場合において前条第2号アからエまでに掲げる場合に依りそれぞれ同号アからエまでに定める金額を超える収入のあるときは、当該準県営住宅を明け渡すように努めなければならない。</p> <p>第49条 （略）</p> <p>第50条 知事は、準県営住宅の入居者が当該準県営住宅に引き続き3年以上入居しており、かつ、</p>	<p>新（公布日以降）</p> <p>(3) <u>現に住宅に困窮していることが明らかであること。</u></p> <p>第4号から第6号まで （略）</p> <p>第48条から第69条まで （略）</p>	<p>旧</p> <p><u>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合であつて地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の政令（以下この号において「旧政令」という。）第6条第4項に規定するもの</u></p> <p><u>入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして旧政令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p><u>イ アに掲げる場合以外の場合 旧政令第6条第5項第3号に規定する金額</u></p> <p>(3) <u>現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。</u></p> <p>第4号から第6号まで （略）</p> <p>（収入超過者に対する措置等）</p> <p>第48条 準県営住宅の入居者は、当該準県営住宅に引き続き3年以上入居している場合において前条第2号ア又はイに掲げる場合に依りそれぞれ同号ア又はイに掲げる金額を超える収入のあるときは、当該準県営住宅を明け渡すように努めなければならない。</p> <p>第49条 （略）</p> <p>第50条 知事は、準県営住宅の入居者が当該準県営住宅に引き続き3年以上入居しており、かつ、</p>

新（平成25年4月1日以降）	新（公布日以降）	旧
<p>第47条第2号アからエまでに掲げる場合に応じそれぞれ同号アからエまでに定める金額を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者に対する他の適当な住宅への入居のあつせんその他のその者の入居している準県営住宅の明渡しを容易にするための措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、当該準県営住宅の入居者が県営住宅及び準県営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>第51条から第53条まで（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>第54条から第61条まで（略）</p> <p>第9章（略）</p> <p>第62条から第64条まで（略）</p> <p>第10章（略）</p> <p>第65条から第69条まで（略）</p> <p>附 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>新（公布日以降）</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第47条第2号ア又はイに掲げる場合に応じそれぞれ同号ア又はイに掲げる金額を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者に対する他の適当な住宅への入居のあつせんその他のその者の入居している準県営住宅の明渡しを容易にするための措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、当該準県営住宅の入居者が県営住宅及び準県営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>第51条から第53条まで（略）</p> <p>第6章（略）</p> <p>第54条から第61条まで（略）</p> <p>第7章（略）</p> <p>第62条から第64条まで（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>第65条から第69条まで（略）</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>